

## 東京都からのお知らせ 盛土造成地の状況確認調査を実施します

現在、東京都では、令和5年施行の盛土規制法に基づき、盛土などの状況確認調査を実施しています。調査は公道上から行いますが、必要に応じて盛土などの敷地内に立ち入らせていただく場合があります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

〔調査期間〕 6月～令和9年1月(予定)

〔委託業者〕 株式会社パスコ、国際航業株式会社

〔調査概要〕 調査は、ポール、巻き尺を使い、現地状況をカメラで撮影します。

・工事を実施するための調査ではありません。

・調査の立会は必要ありません。

\*調査員はヘルメット・作業服を着用し、東京都都市整備局発行の「身分証明書」を携帯します。

※問い合わせは、東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課 ☎ 03-5320-5132

## 盛土・宅地に関する災害の防止について

雨や台風の時期は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。

特に、あぶないがけや不完全なよう壁でおおわれているところにある家では、大きな被害をうけるばかりではなく、隣接する方々の生命、財産にまで危険をおよぼすことにもなります。

このようなことのないよう、日頃から家のまわりの安全を確かめ、危ない石積みや土留などは補強改善し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策に心がけましょう。すでに、関係機関から改善などの措置をとるよう勧告を受けておられる方は、補強、改良などの工事を行ってください。

なお、法律(宅地造成および特定盛土等規制法)で定められた区域内での一定の高さ以上の切土・盛土をしたり、よう壁などを築造するときは、事前の許可が必要となりますので、ご注意ください。

※相談・問い合わせは、

東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課 ☎ 03-5320-5132

## 除雪機購入費補助制度をご利用ください

町では、積雪時における道路交通および安全で安心な住民生活の確保を目的とし、地域ぐるみの除雪活動を推進するため、除雪機購入費補助制度を創設していますので、ご利用ください。

除雪機は毎年生産台数が限られており、予約が終了する場合がありますので、お早めの申請をお願いします。

〔補助対象者〕 自治会または町内に居住する複数世帯で構成する団体

〔対象機械〕 販売店から購入する新品の除雪機

〔補助金額〕 購入費の2分の1以内(補助限度額150,000円)

その他、詳しくは、お問い合わせください。

※問合せは、建設課 ☎ 83-2317

